

# 広青苑居宅介護支援事業所

## 居宅介護支援(ケアマネジメント)契約書

甲 (利用者)

乙 (事業者) 社会福祉法人 五城目やまゆり会

(契約の目的)

第1条 乙は、介護保険法等関連法令及びこの契約書に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、甲に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(契約期間)

第2条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとする。

ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとする。

2 上記契約期間満了日の7日以上前に甲から更新しない旨の申し出がない場合、乙は甲の要介護状態を確認したうえで、契約更新の意思を確認し、本契約を更新する。

3 甲から更新しない旨の意思が表示された場合は、乙は、他の業者を紹介するなど、必要な措置を取るものとする。

4 本契約が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとする。

(居宅サービス計画立案の援助)

第3条 乙は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援する。

2 介護支援専門員は、サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守する。

一 利用者の居宅を訪問し、甲及び家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。

二 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。

三 提供される居宅サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。

四 上記原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同

意を受けること。

五 甲が医療系サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

六 その他、甲及び家族の希望をできる限り尊重すること。

(居宅サービス計画作成後の援助)

第4条 乙は、甲及び家族と継続的に連絡をとり、利用の実情を常に把握するように努める。

2 乙は、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、再評価を行い、サービス計画の変更、要介護認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行う。

3 乙は、甲の受ける在宅サービス利用状況について、甲からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行う。

(要介護認定申請等の援助)

第5条 乙は、甲が要介護認定（区分の変更を含む。）を受けていない場合、甲の意思を踏まえて、速やかに要介護の申請が行われるよう必要な援助を行う。

(施設入所への支援)

第6条 乙は、甲が介護保険施設への入所を希望した場合、甲に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行う。

(利用料)

第7条 乙が提供する料金等の規定は、重要事項説明書のとおりとする。

(契約の満了)

第8条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了する。

一 甲が死亡したとき。

二 第9条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

三 第10条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

四 甲が介護保険施設へ入所したとき。

五 甲の要介護状態区分が、自立とされたとき。

六 甲の要介護状態区分が、要支援と認定されたとき。

(甲の解約権)

第9条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができる。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約される。

2 甲は、次の各号に乙が該当する場合には、直ちに契約を解除することができる。

一 乙または丙が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。

二 乙または丙が、守秘義務に違反したとき。

三 乙が、破産等事業を継続する見通しが困難になったとき。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲に対し、甲の非協力など甲及び乙間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、7日以上の予告期間をもってこの契約を解除する。

(損害賠償)

第11条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとるものとする。

2 乙は、甲に対するサービスの提供に伴って、乙または丙の責に帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合には、速やかに甲に対して損害を賠償する。ただし、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、この限りではない。

(秘密保持)

第12条 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らすことができないものとする。

2 乙は、乙の職員が退職後、在職中に知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じるものとする。

3 乙は、甲の個人情報、または甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲または甲の家族の個人情報を用いることができないものとする。

(記録の整備、閲覧)

第13条 乙は、甲に対する介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より5年間保存する。

2 乙は、甲または甲の家族に対し、いつでも保管する甲に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じる。

(契約外条項)

第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めるものとする。

本契約を証するため、甲乙は署名または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者

住 所

氏 名

印

署名代行者

住 所

氏 名

印

(乙) 私は、居宅介護支援の事業者として、甲の申し込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事 業 者

住 所

秋田県南秋田郡五城目町上樋口字樽沢137番地

法 人 名

社会福祉法人 五城目やまゆり会

代表者名

理事長 畠 山 順 太 郎 印

電話番号

018-852-5400

ファックス

018-852-5011

秋田県知事指定第

0572302321号

(丙) 私は、居宅サービス計画（ケアプラン）作成者として、この契約の内容が居宅サービス計画に従った内容であることを確認しました。

令和 年 月 日

担当介護支援専門員（ケアマネージャー）

所属事業所名 広青苑居宅介護支援事業所

所 在 地

秋田県南秋田郡五城目町上樋口字樽沢137番地

氏 名

印